

菊連協 理事 各位

日時：令和8年7月13日（月）15時～

場所：菊水地区会館

菊連協 令和8年7月定例理事会 議案

I. 行政からの連絡事項 《富本所長から》

II. 議 題

1 総務部より

（1）蠣崎会長からの報告について

- ・白石区町内連合会連絡協議会（7月定例会）内容について

- ・令和8年度 第1回コミュニティスクール議事録の配布

【資料1】（理事会役員のみ配布）

（2）白石区との意見交換会に向けての、準備促進について

令和8年11月頃開催に向けて準備を進めます。

別途、意見・課題等の提出を依頼しますので、よろしくお願いします。

2 会計部より

（1）令和8年度菊連協役員活動費の支給について

- ・令和8年度役員活動費を支給します。

（2）

3 防災部より

4 女性部より

Ⅲ、関連団体より

- 1 菊水地区会館運営委員会から
 - ・ 6月22日に実施された会館運営委員会臨時総会の内容について【資料2】
- 2 菊水地区福祉のまち推進センターから
- 3 まちづくりネットワーク会議から
- 4 菊水地区民生委員・児童委員協議会から
- 5 菊水地区青少年育成委員会から

次回、令和8年8月定例理事会を8月10日（月）15時～ 如何でしょうか？

Ⅳ. 今後のスケジュール

月 日	曜日	開始時刻	会 議 名 称	開催場所等
7月14日	火	13：30	菊連協 防災部会	菊水地区会館
7月15日	水	10：00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
7月16日	木	10：00	ネットワーク会議 役員会	菊水地区会館
8月 4日	火	10：00	総務部事務局会議	菊水地区会館
8月10日	月	15：00	菊連協 8月定例理事会	菊水地区会館
8月12日	水	10：00	理事会議事録作成・配布	菊水地区会館
8月12日	水	13：30 15：00	菊連協 防災部会 福まち 役員会	菊水地区会館
8月19日	水	13：30	スマホ教室	菊水地区会館

以 上

連合町内会各位

作成者：菊水町内会連絡協議会 会計 会計部長 佐藤 義博

令和8年7月13日

菊水町内会連絡協議会 会長 嶋崎 三恵

令和8年度 町内会住民組織助成金交付のお知らせ

町名会名	加入世帯数	基準割	世帯割	交付額
菊水東連合町内会	1,548	148,000	402,480	550,480
1 菊水東第7町内会	444	26,000	115,440	141,440
2 菊水7条3丁目第1町内会	85	12,000	22,100	34,100
3 菊水7条3丁目第2町内会	124	18,000	32,240	50,240
4 菊水8条3丁目第2町内会	157	18,000	40,820	58,820
5 サーム菊水町内会	234	22,000	60,840	82,840
6 ディーグラフォート東札幌町内会	294	22,000	76,440	98,440
7 ダイアパレス札幌東エテルナ町内会	50	6,000	13,000	19,000
8 エスセーナ菊水町内会	48	6,000	12,480	18,480
9 クレアシティ東札幌イーストスクエア町内会	43	6,000	11,180	17,180
10 クレアシティ東札幌ウエストスクエア町内会	69	12,000	17,940	29,940
菊水西連合町内会	4,421	226,000	1,149,460	1,375,460
11 菊水1条1丁目町内会	590	28,000	153,400	181,400
12 菊水2条1丁目町内会	559	28,000	145,340	173,340
13 菊水3条1丁目町内会	530	28,000	137,800	165,800
14 菊水5条1丁目町内会	764	32,000	198,640	230,640
15 菊水1条2丁目町内会	342	24,000	88,920	112,920
16 菊水2・3条2丁目町内会	834	36,000	216,840	252,840
17 菊水4・5条2丁目町内会	600	28,000	156,000	184,000
18 ラ・クレスト菊水町内会	202	22,000	52,520	74,520
菊水南連合町内会	3,187	166,000	828,620	994,620
19 菊水1条3丁目町内会	390	24,000	101,400	125,400
20 菊水2・3条3丁目町内会	420	26,000	109,200	135,200
21 菊水4・5条3丁目町内会	740	32,000	192,400	224,400
22 菊水3条4丁目町内会	570	28,000	148,200	176,200
23 菊水1条4丁目町内会	716	32,000	186,160	218,160
24 菊水3条5丁目町内会	351	24,000	91,260	115,260
菊水北連合町内会	2,548	152,000	662,480	814,480
25 菊水北第1町内会	377	24,000	98,020	122,020
26 菊水北第2町内会	574	28,000	149,240	177,240
27 菊水北第3町内会	312	24,000	81,120	105,120
28 菊水北第4町内会	365	24,000	94,900	118,900
29 菊水北第5町内会	437	26,000	113,620	139,620
30 菊水北第6町内会	483	26,000	125,580	151,580

町名会名	加入世帯数	基準割	世帯割	交付額
菊水上町連合町内会	792	100,000	205,920	305,920
31 菊水上町第10町内会	197	18,000	51,220	69,220
32 菊水上町第12町内会	70	12,000	18,200	30,200
33 菊水上町第16町内会	140	18,000	36,400	54,400
34 菊水上町第17町内会	203	22,000	52,780	74,780
35 サーム菊水貳番館町内会	106	18,000	27,560	45,560
36 サーム菊水貳番館町内会	76	12,000	19,760	31,760

町名会名	加入世帯数	基準割	世帯割	交付額
菊水町内会連絡協議会計	12,496	792,000	3,248,960	4,040,960

町名会名	加入世帯数	基準割	世帯割	交付額
連町未加入町内会	1,274	152,000	331,240	483,240
37 菊水上町第5町内会	245	22,000	63,700	85,700
38 菊水上町第14町内会	130	18,000	33,800	51,800
39 菊水上町第15町内会	65	12,000	16,900	28,900
40 菊水8条3丁目第1町内会	178	18,000	46,280	64,280
41 サーム東高前町内会	42	6,000	10,920	16,920
42 クリーンリバー菊水上町町内会	43	6,000	11,180	17,180
43 クリーンリバーフィネス菊水町内会	91	12,000	23,660	35,660
44 市営住宅菊水上町団地二号棟自治会	63	12,000	16,380	28,380
45 シャンポール菊水西町町内会	97	12,000	25,220	37,220
46 菊水4条1丁目町内会	264	22,000	68,640	90,640
47 市営住宅菊水上町団地一号棟自治会	56	12,000	14,560	26,560

町名会名	加入世帯数	基準割	世帯割	交付額
菊水地区合計	13,770	944,000	3,580,200	4,524,200

支払日：令和8年 月 日

支払方法：振込手数料は菊連協負担とし貴連合町内会の口座に振り込みます。

住民組織助成金内訳

【令和8年度】

		世帯数	基準割	世帯割	交付額
菊水東連合町内会	住民組織助成金 ①単位町内会助成金	1,548 世帯	148,000 円	402,480 円	550,480 円
	②連町町内会助成金	1,548 世帯	円	70 円	108,360 円
					円
					円
	助成金計				658,840 円
菊水西連合町内会	住民組織助成金 ①単位町内会助成金	4,421 世帯	226,000 円	1,149,460 円	1,375,460 円
	②連町町内会助成金	4,421 世帯	円	70 円	309,470 円
					円
					円
	助成金計				1,684,930 円
菊水南連合町内会	住民組織助成金 ①単位町内会助成金	3,187 世帯	166,000 円	828,620 円	994,620 円
	②連町町内会助成金	3,187 世帯	円	70 円	223,090 円
					円
					円
	助成金計				1,217,710 円
菊水北連合町内会	住民組織助成金 ①単位町内会助成金	2,548 世帯	152,000 円	662,480 円	814,480 円
	②連町町内会助成金	2,548 世帯	円	70 円	178,360 円
					円
					円
	助成金計				992,840 円
菊水上町連合町内会	住民組織助成金 ①単位町内会助成金	792 世帯	100,000 円	205,920 円	305,920 円
	②連町町内会助成金	792 世帯	円	70 円	55,440 円
					円
					円
	助成金計				361,360 円
合 計		12,496 世帯	792,000 円	3,248,960 円	4,915,680 円

白石区菊水町内会連絡協議会

《7月定例理事会》

日 時：令和8年7月13日（月）15：00～

会 場：菊水地区会館 A・B会議室

○ 行政からの連絡事項

1 令和8年度住民組織助成金の「受領書」の提出について

今週中に菊連協から各連町の口座へ「菊連協からの連町助成金」と「単位町内会助成金」を入金予定です。

各連町及び各単町の「受領書」の提出が必要となりますので、日付及び会長印を押印のうえ、8月14日（金）までに菊水まちセンへご提出願います。

2 市民集会施設建築等補助事業に係るR9予算要望について

市民集会施設に係る以下の補助事業について、令和9年度の予算化の要望がありましたら、8月21日（金）までに、予算要望調書（様式1～5）及び必要な添付書類を菊水まちセンへご提出願います。

- (1) 市民集会施設建築費補助金（冷房機器設置補助を含む。）【資料1】
- (2) 市民集会施設建築資金貸付（融資あっせん）【資料2】
- (3) 札幌市集会施設借上補助金【資料3】
- (4) 市民集会施設用地購入資金貸付（融資あっせん）【資料4】
- (5) 市民集会施設解体費補助金【資料5】

※令和9年度に補助金を申請するには、必ず今年度予算要求する必要があります。

※令和9年度に入ってからからの事業の追加や予算額以上の補助は対応できません。

※補助制度の内容は現行制度から変更される場合があります。

3 令和8年度の生活道路除排雪の試験施工について【資料6】

生活道路の除排雪に関するニーズや社会情勢の変化などへの対応に向けて、今年度も一部地域（対象地域は選定中）で、生活道路除排雪の試験施工が実施されます。

4 赤い羽根共同募金活動について

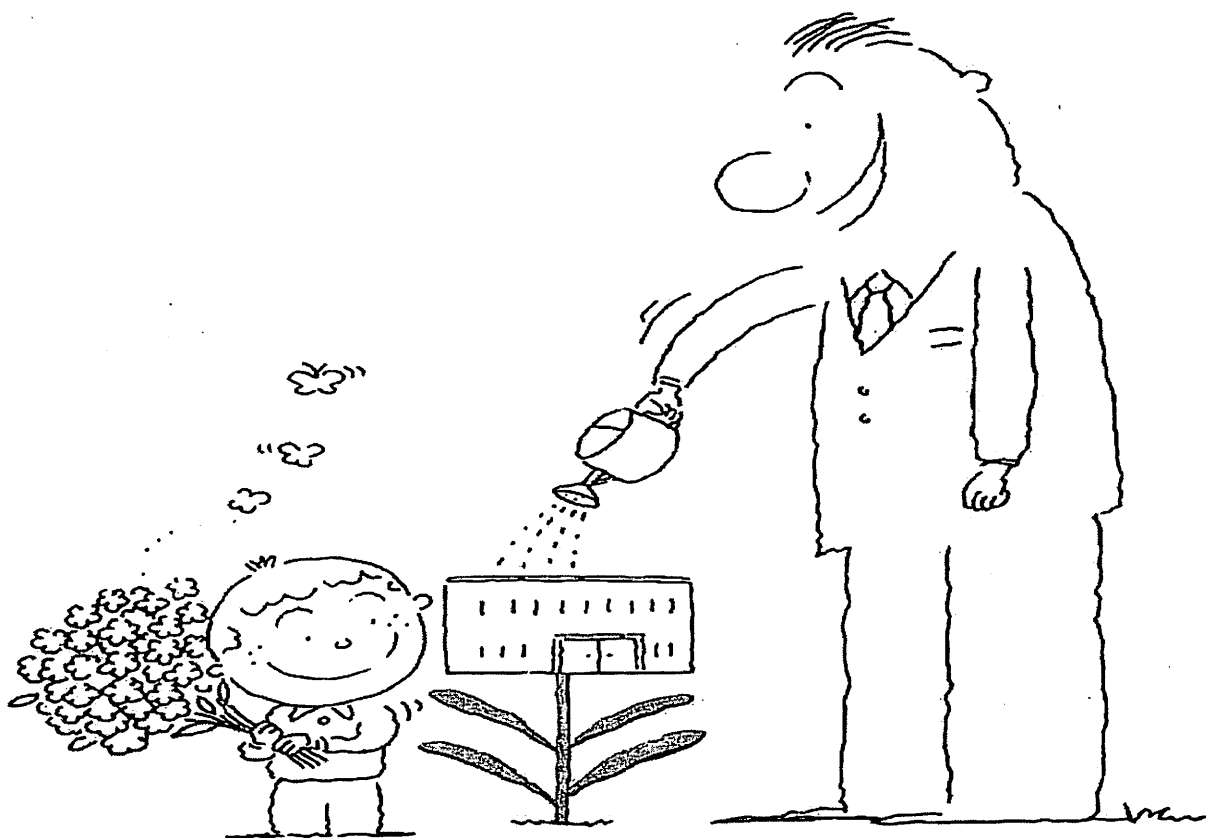
- ・北海道共同募金会で約1億8千万円の使途不明金が発覚した問題により、福祉活動への助成金支給が延期となっていたが、8月上旬に支給予定（支給額は当初予定の約50%となる見込み）
- ・街頭募金活動については、募金活動に従事していただく方へ影響が及ぶ懸念から、縮小・中止の方向で検討中とのこと

5 白石区町内会活動活性化支援について【資料7】

「町内会加入案内のチラシ」や「町内会活動ガイド」の作成支援など、事業活用のご希望がありましたら、白石区地域振興課または菊水まちセンへご相談ください。

市民集会施設 建築費補助金

ご案内



札幌市では、町内会等が市民集会施設を新築、増築、改築、修繕及び購入する際の費用の一部を補助します。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

市民集会施設建築費補助金の概要

● 補助の対象となる団体

町内会、自治会等

● 補助の要件

- 市民集会施設の新築等が、地域福祉の向上に寄与すること。
- 市民集会施設の新築等について、町内会の総意を得ていること。
- 新築、購入の場合は、おおむね500m以内に集会施設がないこと。
- 申請年度内に建築できること。
- 改築（バリアフリー化含む）の場合は、建築費用が50万円以上であること。
- 貸室に冷房機器が1台も設置されていない場合の冷房機器（1室分）の設置であること。など

● 補助の対象とならない費用

- 土地の購入、整地等に関する費用
- 地質調査、設計に関する費用
- 外構工事に関する費用
- 備品購入に関する費用（下記①～⑤を除く）

- ① 省エネを目的とした暖房機の更新
- ② LED
- ③ 除雪機
- ④ 簡易資材倉庫
- ⑤ AED



①～⑤が対象になるのは新築、増築、改築、修繕と合わせて補助申請した場合です。

ただし、①～⑤のみで費用が50万円以上となる場合は、上記に関わらず補助対象となります。

（例：施設全体の照明器具をLEDに交換する場合の費用が50万円を超える場合 など）

- 寄附等を受け住民負担を要しないもの など

● 補助金の額

建築費用（補助対象費用）の1/2以内、上限額1,800万円となります。

※バリアフリー化のみの場合には限度額は150万円となります。新築・増築・改築・購入にバリアフリー化が含まれる場合には、上記に150万円を加えた額を上限とします。

※上記冷房機器設置の場合、限度額は40万円となります。新築・増築・改築に冷房機器の設置が含まれる場合には、上記に40万円を加えた額を上限とします。

● その他

本事業は、予算の範囲内において執行するため、申請を行っていただきましても補助を受けることができない場合がありますので、申請前に必ず各区地域振興課にご確認ください。



札幌市 市民集会施設 補助制度



さっぽろ市
02-D01-26-797
R8-2-575

市民集会施設エアコン設置補助金のご案内

近年の猛暑を受けた対応として、市民集会施設建築費補助金の補助項目にエアコン設置に係る経費を補助対象として追加しましたので、補助内容についてご案内します。

補助制度について

- 補助対象団体 市民集会施設を所有する町内会、自治会等
- 補助対象施設 貸室(※1)に1台もエアコンが設置されていない施設
故障等により稼働できるエアコンが1台もない施設(※2)
- 補助対象経費 エアコン本体購入費及び設置に伴う工事費(※3, ※4)
- 補助金額 補助対象経費の2分の1、上限40万円

《注意事項》

(※1) 事務室、管理人室等市民利用に供されていない部屋への設置は補助対象外となります。

(※2) 借上施設・地区会館・市営住宅の集会所は補助対象外となります。また、故障等により稼働できるエアコンがない場合の設置について、故障した機器の取り外しに係る費用は補助対象外となります。

(※3) 1施設当たり1部屋分のエアコン設置に係る費用を補助するものであり、2部屋目以降のエアコン設置分については補助対象外となります。

(※4) 扇風機、冷風機等の備品購入費やウインドエアコン等簡易的に取付け可能なものは補助対象外となります。

補助金申請の流れについて

①補助要望の確認(札幌市→町内会・自治会等)

- ・次年度におけるエアコン補助の申請要望を確認いたします(8月頃)。
- ・補助金の申請を希望する場合は、各区地域振興課までエアコン設置に係る見積書を提出してください。

②交付申請(町内会・自治会等→札幌市)

- ・①で希望ありとした町内会・自治会等は、各区地域振興課に申請書類を提出してください(翌年度4月以降)。
- ※申請に必要な書類については、各区地域振興課担当までご確認ください。

③補助金交付決定(札幌市→町内会・自治会等)

- ・申請書類の内容を審査し、補助要件を満たしている場合には補助金の交付を決定いたします。
 - ・補助金の交付決定後、町内会・自治会等においてエアコン設置工事を開始してください。
- ※補助金交付決定前に工事を開始することはできませんのでご注意ください。

④実績報告(町内会・自治会等→札幌市)

- ・工事が完了し工事費を支払った後、各区地域振興課に実績報告書類を提出してください。

⑤補助金の確定・補助額の支払い(札幌市→町内会・自治会等)

- ・補助金額を確定し、申請団体に対して確定した補助金額をお支払いいたします。

お問い合わせ先

本補助金制度について確認したい場合は、下記までお問い合わせください。

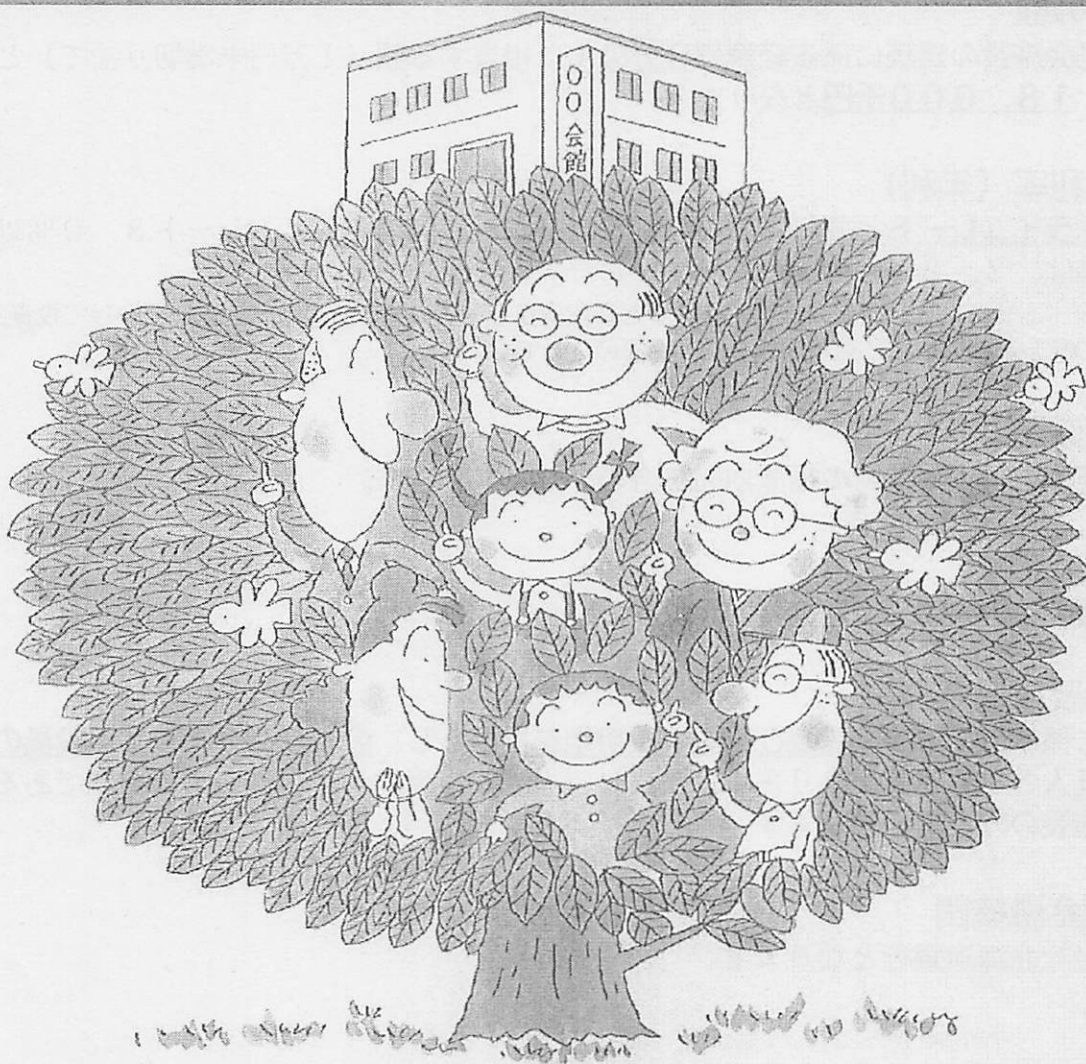
札幌市市民文化局地域振興部政課

札幌市中央区北1条西2丁目 TEL: 011-211-2252



市民集会施設 建築資金貸付制度

ご案内



札幌市では、町内会等が市民集会施設を新築又は購入する際の資金の融資をあっせんします。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

市民集会施設建築資金貸付要綱の概要

● 融資の対象となる団体

借入金の返済能力があると認められ、かつ、市民集会施設を新築又は購入する認可地縁団体が対象となります。

● 融資の対象となる施設

市民集会施設建築費補助金の交付要件を満たす施設であり、補助金の交付を受けることが要件となります。

※まちづくりセンターに併設する市民集会施設においては、まちづくりセンター部分と市民集会施設部分をそれぞれ区分登記できる建物が対象となります。

● 融資の額

市民集会施設の建築に係る経費の2分の1に相当する額（1万円未満切り捨て）とし、その上限額は、18,000千円となります。

● 融資利率（年利）

長期プライムレートと同じ率となります。ただし、長期プライムレート3.0%以上のときの融資利率は、3.0%の固定となります。

※長期プライムレートとは、金融機関が企業などに設備資金や長期運転資金など、長期間かけて投資回収する性質の資金用途の貸し出しの場合に適用される優遇金利のことです。

● 償還期間

15年以内（1年以内の据置期間を含む。）となります。

● 返済方法

元金均等の割賦返済となります。

● 担保及び保証人

融資に係る市民集会施設及び当該建設用地を担保とし、会長及び会長以外の役員の1名以上を連帯保証人とする必要があります。ただし、当該建設用地が札幌市からの借地である場合は、市民集会施設のみを担保とします。

● 取扱金融機関

株式会社北海道銀行となります。



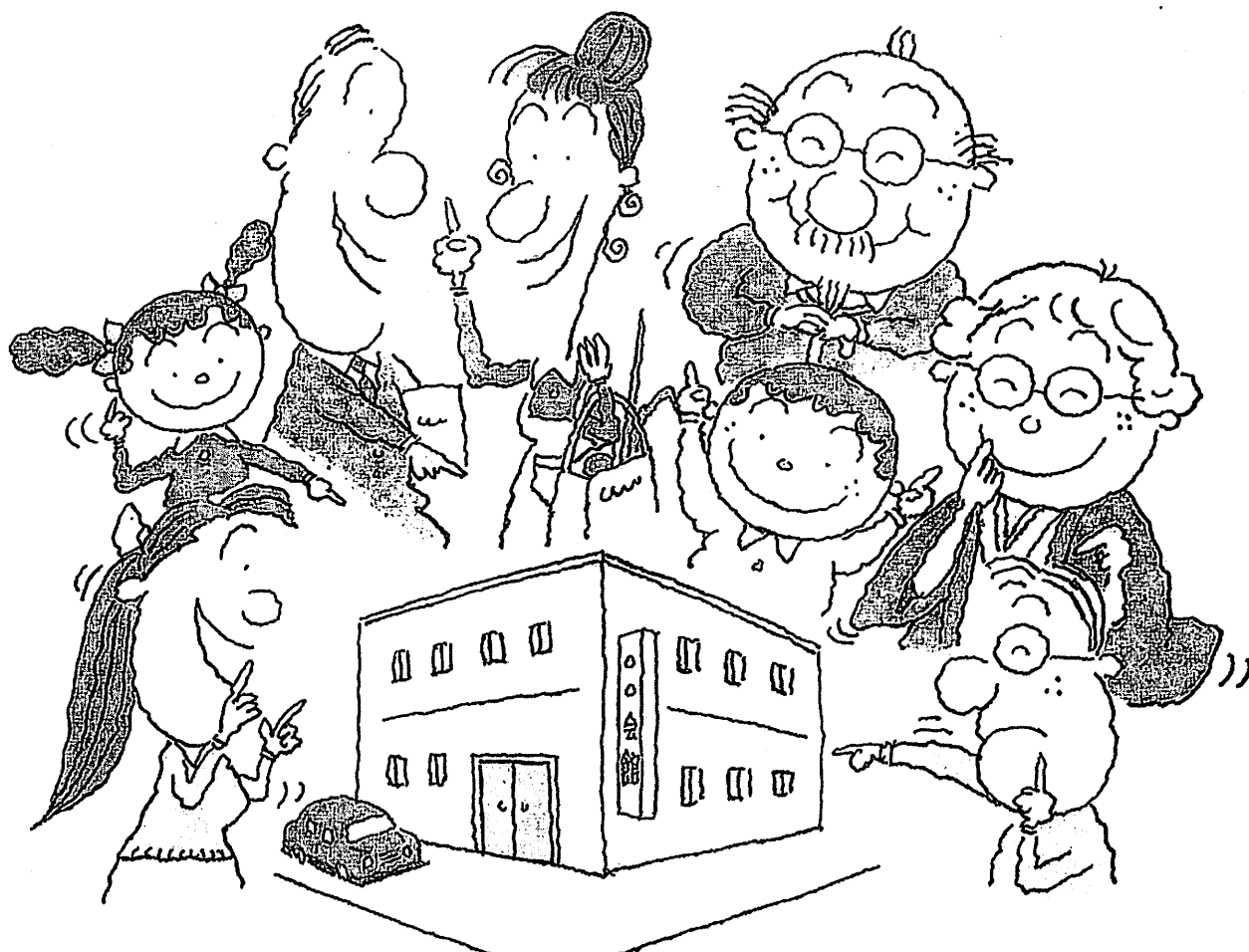
札幌市 市民集会施設 補助制度



さっぽろ市
02-D01-25-815
R7-2-603

札幌市集会施設 借上補助金

ご案内



札幌市では、町内会等が集会施設として借上げている施設の賃借料（家賃）の一部を補助します。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

札幌市集会施設借上補助金の概要

● 補助金の対象となる団体

集会施設を所有していない町内会や自治会（町内会等）

※ 複数の町内会等で施設を共有している場合も対象となりません。

● 補助金の対象となる費用

町内会等が1月以上の賃貸借契約（契約相手は市役所以外）をする施設の賃借料

※ 「敷金・礼金」や「備品等の賃借料」、他の制度の助成対象費用は含みません。

● 補助金の対象となる施設

1年間の利用回数が120回以上であること又はその見込みがあること。

※ 1時間でも活動を行った場合、利用回数1回と考えます。（いわゆる1コマが1回です。）また、例えば「午前・午後・夜間」という考え方で使っている施設は、3回利用という考え方が可能です。

● 補助金の額

賃借料の2分の1以内とし、1年間で30万円を限度とする。

※ 申請期間が1年に満たない場合は月割計算を行います。

● 補助金の交付

概算払（契約書等に基づく仮払い）を行い、補助金の対象期間終了後精算する

● 補助金の減額

施設の1年間の利用回数が120回未満であった場合は、次に掲げる割合で補助金の限度額を減額する。

- ① 1年間の利用回数が60回以上120回未満の場合 5割減額
- ② 1年間の利用回数が60回未満の場合 10割減額

● その他

- ・ この事業は別に定める予算の範囲内で実施します。このため、予算を超える応募があったときは、交付を受けられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 上の「予算を超える応募があった」（応募団体が多数の）ときは、別に定める基準により審査を行い、交付団体を決定します。
- ・ 詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。



札幌市 市民集会施設 補助制度



さっぽろ市
02-D01-25-813
R7-2-601

[ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [まちづくり・地域の活動](#) > [市民集会施設各種補助制度](#) > [市民集会施設用地購入資金貸付](#)

更新日：2026年5月28日

市民集会施設用地購入資金貸付

貸付制度の概要

地域住民の福祉の向上に寄与するため、市民集会施設建築のために必要な用地購入資金を町内会等に対して融資あっせんする。

融資対象団体

1. 申請団体は、認可地縁団体である町内会、自治会等であること。
2. 借入金の返済能力があると認められること。
3. 購入する用地上の市民集会施設は、原則として市民集会施設建築費補助金の補助要件のページ記載の1.～7.の要件を満たした施設であること。
4. 市民集会施設を建築する場合、その用地を購入するものであること。
5. 借地上に町内会等が所有する市民集会施設がある場合、その用地を購入すること。
6. 用地、建物いずれも借用している場合、用地購入と同時に建物もあわせて購入すること。

取扱金融機関

株式会社北海道銀行

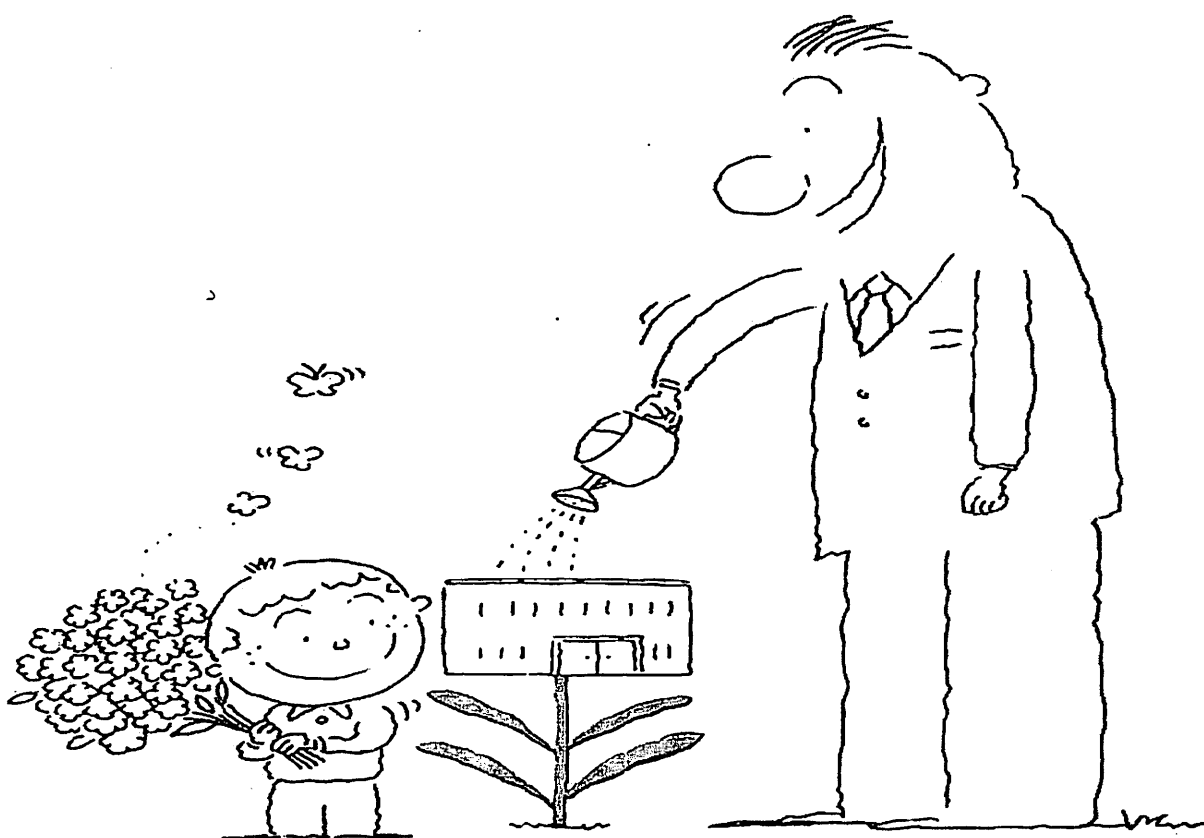
※本制度の利用を希望される場合、各区地域振興課から金融機関に対して事前連絡させていただきます。

融資条件

- 融資限度額：用地購入に係る経費（※）の10分の7相当額、融資上限額は4,000万円となります（契約、登記等に係る事務費は経費対象外となります）。
- 融資利率：融資実行時の長期プライムレートと同率となりますが、長期プライムレートが年利3.0%を超える場合の融資利率は年利3.0%固定とします。
- 償還期間：15年以内
- 返済方法：元金均等の割賦返済とします。
- 担保：融資に係る施設と土地を担保とします（土地が借地の場合は施設のみを担保とします）。
- 保証人：町内会長と町内会長以外の1名以上を保証人として設定する必要があります。

市民集会施設 解体費補助金

ご案内



札幌市では、町内会等が市民集会施設を解体するときで、その費用を負担することができない場合、解体費用を補助します。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

市民集会施設解体費補助金の概要

● 補助の対象となる団体

自己の所有する市民集会施設を解体する際に、その解体費用を負担することができない町内会、自治会（町内会等）

● 補助の要件

- 施設の廃止が地域活動の維持及び発展のために必要かつやむを得ないものであること。
- 施設の廃止後も他の場所で地域活動の継続性が見込まれるものであること。
- 施設の廃止について町内会等の構成員の同意を得ていること。
- 施設の底地を市が所有する場合は、施設廃止後に市が当該土地を売却することについて町内会等の構成員の同意を得ていること。
- 施設を市民集会施設建築費補助金の交付を受けている場合は、補助後、相当の期間を経過し、施設の廃止が必要と認められること。 など

● 補助の対象とならない場合

- 積立金などで町内会等が解体費用を負担できるなど補助の必要性が認められない場合
- 施設の用途を廃止せずに施設の一部を解体する場合 など

● 補助金の額

補助対象施設の延床面積（㎡）× 1 万円（消費税相当額別途加算。1 万円未満切捨て。）

※特殊工事を必要とする場合、補助金の額を別途加算できる場合があります。

※備品撤去、定着物移設、設計、解体までの維持管理費などは補助対象外となります

● その他

本事業は、予算の範囲内において執行するため、申請前に必ず各区地域振興課にご確認ください。



札幌市 市民集会施設 補助制度



さっぽろ市
02-D01-25-814
R7-2-602

市民集会施設建築等補助事業に係る令和9年度予算要望調書

● 市民集会施設建築費補助金（冷房機器設置含む）

団体名：_____

1 施設の概要

施設名	
所在地	_____区
築年月	昭和・平成_____年_____月
構造	_____造_____階建
延べ床面積	_____㎡
建物の所有者	
土地の所有者	
運営主体	
利用世帯数	_____世帯

2 事業計画

事業種別	新築・増築・改築・冷房機器設置・購入	
事業概要		
施設内貸室の冷房機器有無	あり・なし	
総事業費	円（うち冷房機器_____円）	
対象事業費	（冷房機器設置費用を除いた額） 円	（冷房機器設置のみの額） 円
補助金額	（冷房機器設置費用を除いた額） 円	（冷房機器設置のみの額） 円

3 添付書類

- ・ 事業費に係る見積書（工事見積明細書等）
- ・ 施設図面、写真など（改築・冷房機器設置・購入）

※令和9年度の制度内容が、現行制度から変更となる場合もありますことを御承知おきください。

市民集会施設建築等補助事業に係る令和9年度予算要望調書

● 市民集会施設建築資金貸付（融資あっせん）

団体名：_____

1 融資の概要

融 資 額	円
融資期間	年（内 月据置）
建築費用	円

2 施設の概要

所 在 地	区
構 造	造 階建
延べ床面積	m ²
敷地面積	m ²
土地の所有者	

3 団体の概要

世 帯 数	世帯
会 費	月額 円
融資返済方法	

4 添付書類

- ・ 工事見積明細書
- ・ 施設図面、写真など（改築・購入）

※令和9年度の制度内容が、現行制度から変更となる場合もありますことを御承知おきください。

市民集会施設建築等補助事業に係る令和 9 年度予算要望調書

● 札幌市集会施設借上補助金

団体名：_____

1 借上施設の概要

施 設 名	
所 在 地	区
構 造	造 階建 (賃借部分 階)
賃借面積	m ²
賃貸人	
賃 借 料	月額 円 (年額 円)
賃借期間	年 月 日～ 年 月 日

2 利用計画

利用内容	
利用回数	延べ 回／年
利用人数	延べ 人／年
補助金額	円

3 添付書類

- ・ 賃借料見積書など

※ 現に当該補助金を受けており、かつ、次年度も同施設において当該補助金を受けようとする団体については、添付書類は不要です。

市民集会施設建築等補助事業に係る令和9年度予算要望調書

● 市民集会施設用地購入資金貸付（融資あっせん）

団体名：_____

1 融資の概要

融 資 額	円
融資期間	年（内 月据置）
購入費用	円

2 土地の概要

所 在 地	区
地 積	造 階建
土地の所有者	

3 団体の概要

世 帯 数	世帯
会 費	月額 円
融資返済方法	

4 添付書類

- ・ 購入予定地の付近見取図

※令和9年度の制度内容が、現行制度から変更となる場合もありますことを御承知おきください。

市民集会施設建築等補助事業に係る令和9年度予算要望調書

● 市民集会施設解体費補助金

団体名：_____

1 施設の概要

施 設 名	
所 在 地	区
築 年 月	昭和 ・ 平成 年 月
構 造	造 階建
延べ床面積	m ²
建物の所有者	
土地の所有者	
運営主体	

2 事業計画

事業概要	
総事業費	円
対象事業費	円
補助金額	円

3 添付書類

- ・ 工事見積明細書
- ・ 施設図面、写真など

※令和9年度の制度内容が、現行制度から変更となる場合もありますことを御承知おきください。

令和8年度実施地域の選定（調整中）

生活道路の除排雪に関する市民ニーズや社会情勢の変化などへの対応に向けて、様々な地域特性や道路状況にて検証を進める

例：降雪量が多い、山坂が多い、狭い道路が多い、
パートナーシップ排雪の利用率の低い地域など



作業により想定される効果や影響

① 除排雪作業の効率化

- 町内会のエリアにとらわれず、降雪や道路状況などに応じて、現場ごとに効率的な作業ルートや作業時間などを設定
- パートナーシップ排雪と比較し、道路脇に残す雪の量は多くなるが通行に必要な幅員は確保

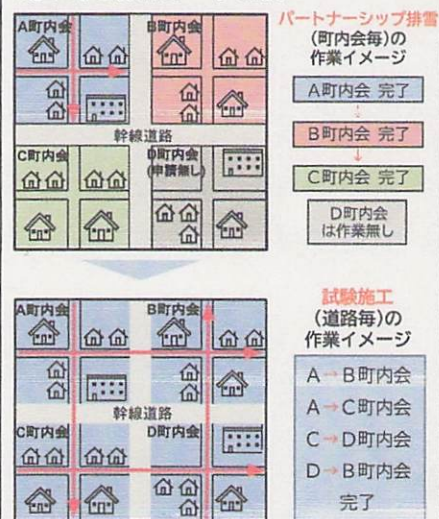
② シーズンを通した面的な冬季道路環境の確保

- パートナーシップ排雪を利用していなかった地域も対象に含めて、一定程度の通行環境(通行幅・路面の雪の厚さ)を確保

③ 地域負担や不公平感の解消

- パートナーシップ排雪のような地域支払額や申請手続きは不要

効率的な作業ルートの例



1

令和8年度の生活道路除排雪の試験施工について

	パートナーシップ排雪制度 市民助成トラック制度	令和8年度 試験施工
排雪幅 (一般的な8m道路の場合)	6m程度	道路幅員の6～7割程度 ※1 (5m程度)
路面の厚さ	10cm程度	10cm程度 ※2
地域の費用負担	有 り	無 し
作業時期	2月上旬～	降雪状況に応じて1月中旬～

※1 6m以下の狭い道路の排雪幅は、除雪機械で安全に作業ができる幅となります

※2 路面凍結により削れない場合があるため10cm程度としていますが、できるだけ薄く削ります

注意・補足事項

- (1) 降雪や道路状況などにより、排雪作業ではなく「除雪作業」で対応する場合があります。
- (2) 「私道」は、試験施工の対象外となるため、「私道」の排雪を希望する場合は、パートナーシップ排雪制度をご利用いただけます。
なお、現地確認の結果、機械作業が困難な場合など申請をお受けできない場合があります。
- (3) 試験施工後には、「アンケート調査」を実施し、作業の効果や影響を確認する予定です。

その他にも...

専門家の派遣

町内会の課題について、地域の皆さんが共有し、解決を目指すための勉強会の開催支援や、その内容に応じたアドバイザー派遣などを行います。



皆さんの「こんなことをしてみたい」というアイデア、白石区と一緒に実現しませんか？

白石区は、町内会のご要望に応じて様々な取り組みを支援しています！
お気軽にご相談・お問い合わせください！



お問い合わせ先	所在地	電話番号
白石区地域振興課	札幌市白石区南郷通1丁目南8-1	011-861-2422
白石まちづくりセンター	札幌市白石区本通1丁目南2-32	011-861-8270
東白石まちづくりセンター	札幌市白石区本通13丁目南10-1	011-861-9262
東札幌まちづくりセンター	札幌市白石区東札幌2条4丁目3-14	011-811-9355
菊水まちづくりセンター	札幌市白石区菊水7条2丁目2-20	011-811-9445
北白石まちづくりセンター	札幌市白石区北郷2条3丁目11-21	011-874-0293
北東白石まちづくりセンター	札幌市白石区北郷3条12丁目4-1	011-875-3077
白石東まちづくりセンター	札幌市白石区本通18丁目南2-6	011-862-0813
菊の里まちづくりセンター	札幌市白石区菊水元町8条1丁目11-1	011-871-2355

デザイン・印刷

無料

例えば、こんなご要望

「町内会の活動を知ってもらい、参加してほしい」
「町内会加入を勧める際に、地域を紹介したい」

チラシ・ガイド作成支援事業

「町内会加入案内チラシ」
「町内会活動ガイド」

の作成を支援します！

町内会のガイドは
いろいろな種類があるんだね！



町内会活動ガイドができるまで

ご相談

白石区地域振興課または各地区のまちづくりセンターにご連絡ください。

打ち合わせ

町内会の皆さんの意向をデザインに反映させるため、打ち合わせを行います。

デザイン制作

皆さんの意向をもとに内容を決出し、白石区がデザインを作成。

印刷～納品

デザインが完成したら印刷し、製品をお届けします。



チラシ・ガイドの活用事例

不動産会社の窓口において、転入者に紹介してもらう

お祭り会場で配布し、町内会の活動を知ってもらう



チラシや
ガイドを活用した
町内会の周知

みんなが
参加したくなる
町内会に！

資料 7



白石区 町内会活動 活性化支援 をご活用ください！

公共施設の
PRブースを活用した
町内会の周知

専門家の協力で
町内会の課題と
向き合う



例えば、こんなご要望

「若い世代の人に町内会活動への参加を促したい」
「高齢化が進んできたので、町内会の世代交代をしたい」

町内会活動の担い手発掘事業

みんなが参加しやすい
イベント等の実施

それぞれの町内会の実情に合わせて、
多くの方が参加しやすいイベントを実施しています！

若い世代の方に向けた
たくさんのイベントが
あるんだね！



実施例

南郷中央会

Zoom研修会の開催

WEB会議システム「Zoom」を活用した町内会定例会議等の実施に向け、Zoomの操作方法の説明や補助を行う研修会を開催しました。参加者からは、「思ったより簡単で、研修会を開催してよかった」等の声が聞かれました。



下白石東町内会

アンケート調査に基づくイベントの開催

札幌市のアドバイザー派遣制度を活用し、町内会活動に関する詳細なアンケート票を作成しました。毎年恒例の「納涼まつり」も、委託業者の力を借りて、チラシやステージイベントをレベルアップ。初めて参加した住民にも好評でした。



栄達17丁目町内会

防災訓練の開催

公園に防災資材庫を新設したことを機に、町内会で初めての防災訓練を実施しました。町内会加入世帯を個別訪問して、イベントへの協力をお願いしてまわり、行事のサポートに初めて参加した方々が活躍してくれました。



令和8年度 第1回 幌東中学校パートナー校区 学校運営協議会 議事録

2026-06-08 16:00～

場所: [幌東中学校 2F 会議室]

1 開会

2 委員任命

3 委員自己紹介

4 規約の承認

・第1条（目的）

本協議会の目的について規定。詳細については、後述の「学校運営協議会の運営方針と組織」の議題にて詳しく説明する。

・第3条（基本的な方針を作成する事項）

協議会が作成する基本方針として、以下の4つの事項が挙げられている。

- 教育課程の編成に関する事
- 学校の経営計画に関する事
- 学校の組織の編成に関する事
- 小中一貫した教育のグランドデザインなど校長が必要と認める事項

※小中一貫した教育のグランドデザインなど校長が必要と認める事項に関わる「小中一貫した教育のグランドデザイン」については後ほど説明し、その後、各校の運営方針等を伝えて承認を得る流れとする。

・第4条（学校運営に関する評価）

毎年度1回以上、学校の運営状況について評価を行う。

※年度末にあたる2月の最終会合にて、各学校の評価を委員に共有し、承認を得る予定。

・第8条（守秘義務）

委員の守秘義務について規定。委員各位において留意・徹底すること。

・その他（第5条～第14条等）

任期、免職、会長・副会長（後ほど選出）、会議の招集・提出、会議の公開、分科会、庶務、その他（全14条で構成）。

・組織・委員構成について（今年度の体制）

規約上の定数：25名以内

今年度の運用：運営効率等を考慮し、小中学校で協議した結果、計20名の体制で進める。【内訳】委員16名＋各校の教頭

5 会長及び副会長の選出

事務局への一任提案。会長に蠣崎三憲氏、副会長に片山勝彦氏を指名し承認。

6 議題

(1) 運営方針と組織について

- ・対象学校（4校）

中学校1校、小学校3校（卒業生がそのまま中学校へ進学するため、小中連携が非常にしやすい環境）。

- ・本会の目的・役割

学校経営に直接介入する組織ではなく、各学校の運営を力強くサポートする「応援組織（パートナー）」である。学校の「グラウンド デザイン（小中一貫の教育構想含む）」や各校の基本方針を「承認」し、それに対して「意見」を出し、のちに「評価」を行うという流れで強力なパートナーシップを築く。

- ・期待される効果

学校と地域の架け橋となり、教員が子どもと向き合う時間を確保する。学校の基本方針を共有し、地域一丸となって子どもたちの成長をサポートする。地域の専門的な知見を学校に取り入れる。外部からの評価や意見を取り入れることで、学校運営の視野を広げる。

- ・構成人数

最大25名のところ、今回は20名（委員16名＋各校校長4名）で構成。

- ・信頼関係の構築

守秘義務の遵守、および政治的・宗教的中立性の保持を徹底する。

- ・会議の運営

原則公開とするが、内容によっては非公開とする場合がある。

- ・委員報酬について

日額1,500円。支給は年度末一括（会議は春と冬などの年2回を予定）。口座振替依頼書を本日中に提出すること。

(2) 各校の学校経営方針と重点

グラウンドデザインの概要

小学校と中学校が連携し、9年間の学びを意識して作成したもの。

- ・中学校区が目指す子ども像

「一人一人が自他を大切にする子ども」を明確に掲げ、各校で取り組みを推進する。

- ・9年間を通して育てたい子ども（3つの柱）

- ┌ 命の大切さを理解して生活できること
- ├ 自分を大切にして他者を尊重すること
- └ 進んで活動に取り組み、自分の未来を切り開くこと

- ・9年間を貫く視点

対話的な学び（現在の学校教育で求められているもの）地域や家庭との連携

- ・自己肯定感の育成

自信を持ってない子どもが多い傾向にあるため、様々な活動を通して自信を育み、主体的に進んで行動できる子どもを目指す。

- ・発達段階に応じた意識付け

{ 小学校 6 年間 「基礎づくり」 「安心」 「挑戦」
 { 中学校 3 年間 「自立」 「探求」 「社会参画」

具体的な取り組み・連携

- ・挨拶を軸にしたつながり：

各小・中学校で重点的に取り組み、つながりを大切にする。

- ・学びの質の向上： 継続して学習面の向上を目指す。

- ・児童会・生徒会の連携（「さっぽろっ子サミット」への取り組み）：

地域の小学校（児童会）の意見を中学校（生徒会）の代表が取りまとめ、中学生たちが集まるサミットで発表する。各区や市内の高校生もこれに参加・連携している。

夏休み中のサミット開催に向け、現在は小中のつながりを進めている。

行事・教育活動についての補足

- ・上白石小学校の宿泊学習について：

資料上、6 月 30 日と 7 月 1 日の両方に記載があるが、これは日程が月をまたいでいるためであり、宿泊学習自体は年 1 回の実施である。

- ・教職員の交流・研究会：

6 / 9 「札幌教研（札幌市教育研究会）」の研究大会が開催され、小・中学校の先生方が交流する。

推進の全体構造（会議体・ワーキンググループ）

小中一貫教育を推進するため、以下の体制で定期的に会議や交流を行っている。

会議・活動名	頻度	参加者・内容
管理職ミート会議	月 1 回	各小・中学校の管理職が集まり、それぞれの状況を交流・共有する。
パートナー校推進会議	年 3 回	校長・教頭に加え、教務担当などより実務に近い先生方も含めた拡大規模で実施。

学校経営方針

幌東中学校

教育目標は「豊かな心を持ち心身ともに健やかな意欲ある生徒の育成」。経営の重点として、特に、生徒の声を聴く人間尊重の教育を推進し、それぞれの個性の違いを認め合いお互いを尊重し合う意識の醸成と「命を大切にする指導」を継続的に実施する。また、特別支援教育の対象生徒に限らず、一般の生徒も含めたすべての「個を大切にする」対応

を推進する。家庭・地域との連携を大切に、保護者との密な連絡（指導の途中経過報告など）を徹底。個人情報（顔写真の掲載等）に配慮・制限を設けつつ、ホームページ等を通じて学校の取り組みを積極的に発信。小学校3校からそのまま中学校へ進学するという地域特性を活かし、小学校とのつながりをより一層重視して経営を進める。

上白石小学校

教育目標は「進んで考える」「心豊か」「健康に活動」。本年度方針は「響き合いと憧れを育む学校」。スローガン「かみしろスマイル」を掲げ、挨拶運動やスマイルプロジェクトを児童主体で展開。札教研を通じ授業改善。多様性配慮、自他を大切にする心の育成。学校環境を活用した健やかな体の育成。休み時間のキャッチボール等を安全コーナーで実施。大谷翔平選手から指導されたグローブを活用。教員も支援し、継続・充実させる。地域、関係機関との連携を大切にしていきたい。

東橋小学校

個別対応からチームで働ける組織づくり、心理的安全性の確保を目指す。子ども理解を深化し、教職員が事象をデータ入力、定期共有して一貫対応。研究は「主体的に学び続ける子の育成」（4年次研究今年度3年目）。教育実践発表会を2026-10-16（金）に開催予定。自治活動は年間テーマ「ニコニコ」で達成感を育む。令和9年度は開校100周年を迎える。PTAは行事「アズフェス」の復活、「アズボラ」ボランティア（スキー補助、鮭の放流見守り等）で協力をいただいている。三者にとってより良い活動を目指している。

幌東小学校

自己の成長を肯定する「前の自分より成長する」、挨拶でつながる「あったかハート」の2つを掲げて取り組んでいる。学ぶ力（今年度は「話す」に重点、授業力向上の校内研修・授業見学）、健やかな体（スポーツ祭、縄跳び・跳び箱、外遊び、養護・栄養教諭による指導）、豊かな心（多様性尊重、異学年交流「六輪活動」、不登校・いじめへの月1回組織的対応）、社会に開かれた信頼される学校（小中一貫指導、PTA・コミュニティスクール・地域連携）の4つの柱で経営方針を作っている。安心安全面では、予告なし避難訓練を実施している。

(3)年間計画

・第1回 CS（コミュニティ・スクール）協議会

4月下旬～6月上旬（今回開催）

※ 本会合を皮切りに、今後の具体的な活動は各学校単位で進める。

・最終まとめの会合

2月下旬～3月

各校の「学校関係者評価」を持ち寄り、本協議会にて確認・承認を行う。期日については今後調査・調整の上、最終決定する。

※ 来年度以降に向けた検討事項

- ・ 今後の運営方法について、小・中学校の管理職間で協議を進め、改めて共有・協力を仰ぐ。
- ・ 各校の学校評議員のあり方や今後の進め方についての検討。
- ・ 4校全体の反省会・振り返りを本協議会でどのように実施するかについての検討。

7 報告および連絡

- ・ 第3回 学校運営協議会の開催について
2月下旬から3月にかけて開催予定。再度日程調整を行い、追って連絡する。

8 その他

- ・ 口座振替依頼書・承諾書の提出を依頼。
- ・ 青少年育成委員会の行事計画（片山さんより）
ドッジボール大会を10月3日（土）に検討中（運営変更予定）。雪中運動会を来年1月30日（土）に上白石小で開催予定。各校PTAへ協力依頼を想定。

資料 2

令和8年（2026年）7月1日
白石区菊水地区会館運営委員会

会館利用料金の改定 及び R9改修工事に伴う休館予定のお知らせ

日頃より、会館運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨今の物価上昇等の影響により、当会館の維持管理に要する経費が大幅に増加している状況を踏まえ、令和8年9月1日（火）以降の貸室使用分から、会館利用料金を下記のとおり改定させていただきます。将来にわたって安定的なサービスを提供するため、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

また、当会館は令和9年度に改修工事を予定しており、これに伴い、現時点の予定としまして、令和9年6月1日（火）～令和10年3月31日（金）の期間、休館となる見込みとなっております。

日頃から当会館をご利用いただいている皆さまには、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

<改定後の料金表（一般）>

使用時間 室名		収容 人数	午前	午後	夜間	全日
			9:00～ 12:00	12:30～ 16:30	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00
1 階	会議室A	30	2,500円	3,000円	3,500円	7,850円
	会議室B	30	2,500円	3,000円	3,500円	7,850円
	会議室AB	60	4,450円	5,210円	6,100円	13,700円
	憩いの間A	30	1,500円	1,750円	1,950円	4,550円
	憩いの間B	30	1,500円	1,750円	1,950円	4,550円
	憩いの間AB	60	2,850円	3,310円	3,700円	8,700円
2 階	ホールA（舞台なし）	30	2,500円	3,000円	3,500円	7,850円
	ホールA（舞台使用）	30	3,080円	3,690円	4,300円	9,400円
	ホールB	80	3,580円	4,190円	4,800円	10,900円
	ホールAB（舞台なし）	120	5,440円	6,300円	7,280円	16,510円
	ホールAB（舞台使用）	120	5,930円	6,890円	7,950円	17,830円
	茶室	10	1,500円	1,750円	1,950円	4,550円
	調理室	—	1,500円	1,750円	1,950円	4,550円

※入場料を徴収する場合や営利・営業目的の利用の場合は割増料金となります（裏面）

<改定後の料金表（営業）>

使用時間 室名		収容 人数	午前	午後	夜間	全日
			9:00～ 12:00	12:30～ 16:30	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00
1 階	会議室A	30	3,250円	3,950円	4,650円	10,350円
	会議室B	30	3,250円	3,950円	4,650円	10,350円
	会議室AB	60	5,750円	6,810円	8,050円	17,900円
	憩いの間A	30	1,750円	2,070円	2,320円	5,400円
	憩いの間B	30	1,750円	2,070円	2,320円	5,400円
	憩いの間AB	60	3,350円	3,960円	4,450円	10,400円
2 階	ホールA（舞台なし）	30	3,250円	3,950円	4,650円	10,350円
	ホールA（舞台使用）	30	3,830円	4,640円	5,450円	11,900円
	ホールB	80	4,330円	5,140円	5,950円	13,400円
	ホールAB（舞台なし）	120	6,740円	7,900円	9,230円	20,710円
	ホールAB（舞台使用）	120	7,230円	8,490円	9,900円	22,030円
	茶室	10	1,750円	2,070円	2,320円	5,400円
	調理室	—	1,750円	2,070円	2,320円	5,400円

<改定後の料金表（町内会等の免除団体）>

使用時間 室名		収容 人数	午前	午後	夜間	全日
			9:00～ 12:00	12:30～ 16:30	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00
1 階	会議室A	30	1,000円	1,100円	1,200円	2,850円
	会議室B	30	1,000円	1,100円	1,200円	2,850円
	会議室AB	60	1,850円	2,010円	2,200円	5,300円
	憩いの間A	30	1,000円	1,100円	1,200円	2,850円
	憩いの間B	30	1,000円	1,100円	1,200円	2,850円
	憩いの間AB	60	1,850円	2,010円	2,200円	5,300円
2 階	ホールA（舞台なし）	30	1,000円	1,100円	1,200円	2,850円
	ホールA（舞台使用）	30	1,580円	1,790円	2,000円	4,400円
	ホールB	80	2,080円	2,290円	2,500円	5,900円
	ホールAB（舞台なし）	120	2,840円	3,100円	3,380円	8,110円
	ホールAB（舞台使用）	120	3,330円	3,690円	4,050円	9,430円
	茶室	10	1,000円	1,100円	1,200円	2,850円
	調理室	—	1,000円	1,100円	1,200円	2,850円

令和8年7月13日

菊水地区 要支援者名簿取得

各連合町内会会長 様

菊水4条1丁目町内会会長 様

シャンポール菊水西町町会会長 様

菊水上町第5町内会会長 様

(写) 各町内会会長 各防災組織会長 様

(写) 富本 所長 様 保険福祉課高岸担当係長 様

菊水地区福祉のまち推進センター運営委員会

委員長 大久保 由喜

「令和8年度避難行動要支援者名簿」更新について（お願い）

首記の件、令和7年度「避難行動要支援者名簿」を、令和8年度版に更新することになりました。

令和8年度は、各連合町内会会長が管内一括で更新できることとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記の要項で名簿を更新いたしますのでよろしくお手配方お願い申し上げます。

記

1. 更新日時 令和8年7月24日（金） 10時30分～11時30分
2. 更新場所 菊水地区会館 1階 A会議室
3. 更新時に持参するもの
「令和7年度避難行動要支援者名簿」（印鑑は必要ありません）
4. 各連合町内会会長は、各管内の「避難行動要支援名簿」取得町内会・防災組織の令和7年度名簿を持参ください。
5. 当日 都合のつかない町内会について
白石区保健福祉部保険福祉課 高岸係長（011-861-2443）あて
連絡し更新してください。 以上

令和8年度白石区・地区福祉のまち推進センター セミナー

— 開催要綱 —

1 開催趣旨

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加等により、地域社会をとりまく環境が大きく変化する中で、支援を必要とする世帯は増加し、その困りごとやニーズは多様化・複雑化しております。こうした中、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくためには、地域での見守りや支え合いの活動が今後ますます重要となってきます。

これらをふまえ、先駆的な取り組みを実践報告いただき、地域における困りごとや、さまざまな人が共に支え合う地域づくりについての理解を深めるとともに、これからの見守り・支え合い活動のあり方について学ぶことを目的として開催いたします。

2 主 催

札幌市白石区社会福祉協議会

3 日 時

令和8年 8 月5日(水) 10 時30分～12 時00分(受付は10 時 00 分から)

4 会 場

白石区民センター 区民ホール

住所：白石区南郷通1丁目南8-1白石区複合庁舎5階

※地下鉄白石駅6番出口直結

※白石ガーデンプレイスパークینگ(隣接する民間施設の立体駐車場)に無料で駐車可

5 内 容

(1)開会挨拶・日程説明 10:30～10:35(5 分)

(2)実践報告① 10:35～11:05(各 15 分の報告)

テーマ：「本郷町内会における見守り・支え合い活動の取り組み
～地域の支え合い活動(暮らし応援隊)と見守り活動の今後について～」

講師：本郷町内会 会長 土橋 紘子 氏

テーマ：「下白石東町内会における見守り活動の取り組み
～高齢者福祉マップの活用と担い手づくりについて～」

講師：下白石東町内会 会長 田森 澄夫 氏

(3)質疑応答 11:05～11:15

(4)休憩 11:15～11:25

(5)実践報告② 11:25～11:45(20 分)

テーマ：「北区拓北・あいの里地区における住民主体の支え合い活動の取り組み」

講師：

拓北・あいの里地区社会福祉協議会 会長 渡邊 寛 氏

拓北・あいの里地区社会福祉協議会 副会長 柴田 登 氏

(6)質疑応答 11:45～11:55

(7)閉 会 12:00

※申込み締切：7月23日(木)